

# 八幡小学校いじめ防止基本方針

千曲市立八幡小学校

令和4年4月

## 一 いじめ防止の基本的な方針について

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第十三条により、八幡小学校のすべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定したものである。

### 1 本校が目指す学校や児童の姿

《学校教育目標》

心ゆたかに たくましく生きる子ども

#### ○めざす子どもの姿（グランドデザインより）

- ・いじめや差別をしないやさしい子
- ・友だちのよさを見つけ、友だちのよさに学ぶ子
- ・人やふるさとを大切にする子
- ・自分で判断し、適切な行動ができる子

#### ○合言葉 「一人のちから（業）を みんなのちから（業）に」

子ども（個）が自ら取り組み、成し得たもの（業：ちから）を、仲間に役立てよう、仲間と共有しようとする中で、仲間から感謝されたり、認められたりする関係を築いていきたい。そして、自分と仲間との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己有用感を高めていきたい。

## 2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

### (1) いじめの未然防止

集団の中では、児童同士のトラブルは起こる可能性がある。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての児童を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのために、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方へ転換していく。そのために、すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・ 児童に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促すとともに、児童の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 児童が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・ いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

## (2) いじめの早期発見

迅速な対応と問題の深刻化を防ぐため、いじめの兆候にいち早く気づけるようにする。

- ①全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童の変化に目を配るようにする。
- ②その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことを大事にする。
- ③一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。
- ④いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑤地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることを大切にする。

## (3) いじめへの対処

- ①いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。
- ②いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。
- ③いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。
- ④家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

## (4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

- ①いじめ防止等への対応は、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組む。
- ②日頃から児童に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で児童と多くの大人が接するような取組を大切にする。
- ③関係機関と連携し、平素から情報共有体制を構築していく。

### 3 いじめ問題の理解

#### (1) いじめをとらえる視点

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童の立場に立ち、本人や周辺の状態等を客観的に確認するなどして複数の教員で行う。

そのために、

- ①いじめられた児童の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について認知の対象とするようにする。
- ②「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつける。

#### (2) いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずし、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取るようにする。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」

#### (3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条に規定）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた児童の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・ 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った児童生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた児童生徒といじめた児童生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

#### (4) いじめの背景と児童生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、児童の育ち、児童を取巻く状況を多方面から探り、児童の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、対応への示唆を得たり、日常的な未然防止につなげたりする。

##### ア いじめの背景

- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・ 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・ 児童相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、児童は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

##### イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる児童は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成し、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うように努める。

## ウ いじめる児童の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、

- ①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする事
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。

## 二 いじめの防止等のための取組

### 1 校内いじめ等対策委員会

教務会が校内いじめ等対策委員会を兼ねる。必要に応じて、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭等が参加する。いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめが発生した場合に対応する。

#### (1) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定および改定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェックと取り組みの見直し

### 2 八幡っ子支援委員会小委員会

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に規定される「学校のいじめの防止等の対策のための組織」を「八幡っ子支援委員会小委員会」が担う。

本会は、いじめや差別等人権の問題の根絶を主たる目的とし、学校・家庭及び地域の中で、明るく豊かな生活を願い、心身ともに健全な児童の育成を目指す。

#### (1) 構成員

- ・地域コーディネーター
- ・区長会長
- ・公民館長
- ・民生児童委員八幡地区協議会会長
- ・防犯協会八幡支会長
- ・交通安全協会八幡分会長
- ・子ども会育成会長
- ・学校評議員経験者代表
- ・環境整備ボランティア代表
- ・学習ボランティア代表
- ・PTA会長
- ・学校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・千曲市CSコーディネーター

- (2) いじめが発覚した場合、必要に応じて「八幡っ子支援委員会小委員会」をもとに、民生児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等を拡充し、「八幡小学校いじめ等対策委員会」として対応にあたる。

### 3 いじめ防止等の取組

#### (1) いじめの未然防止・早期発見の取組

##### ① いじめの未然防止の取組

##### ア 授業づくりの視点から

〈規律ある授業・成就感・達成感のある授業〉

- ・ 三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視しながら、成就感・達成感のある「わかる授業」のあり方を考え、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・ 授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての児童が安心して学習できるようにする。
- ・ 授業研究会を実施し、規律ある授業、「わかる授業」のあり方を研究していく。

〈道徳教育の充実〉

- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 対話を大切にして、自分の考えを伝えたり、友だちの考えを受け止めたりしながら深めていく。
- ・ 授業を連学年で交換したり、担任以外が授業を行ったりすることで、考えをより広めたり、深めたりする。

〈人権教育の視点に立った授業〉

- ・ 人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かかわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。
- ・ グループ学習等、学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、児童が対話の中で互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。

##### イ 人間関係づくりの視点から

〈なかよし旬間〉

- ・ なかよしアンケート、Q-U、児童との懇談などを通して児童の実態を探り、指導に生かす。
- ・ 参観日には、人権教育を扱った授業を公開し、保護者や地域に取り組みを発信していく。

〈互いを受容し、認め合う学級活動〉

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・ 生活科、総合的な学習、学級合唱、学級レクなど児童が気持ちを一つにして取組ことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・ 清掃・給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。

〈交流活動の充実〉

- ・ 連学年体育、連学年清掃、縦割り活動などを通して、異年齢交流の機会を設け、縦のつながりで成長していける場をつくる。
- ・ 特別支援学校や福祉施設などとの交流活動を行い、人のためになる喜びを味わったり、自らの取組を振り返ったり、社会人の方から評価して頂いたりすることで、自己有用感を高められるようにする。
- ・ 学校支援ボランティアさんとの交流や地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

ウ 研修の視点から

- ・ いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。
- ・ 児童の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくり、ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室づくり・授業づくりを行う。
- ・ 教師自身の人権感覚を磨き続け、いじめや差別に対するアンテナを高くする。

エ 関係機関とのネットワークづくり

- ・ 必要に応じて、相談機関、警察関係機関との連絡を取り合う。

#### 4. いじめの早期発見の取組

ア 児童生徒の実態把握の視点から

〈アンケート調査の活用〉

- ・ 年2回、あるいは状況に応じてアンケートを実施し、児童理解のデータとして職員間で情報を共有したり、児童と相談を行ったりする。

〈定期的な教育相談〉

- ・ なかよし旬間に児童との個別懇談の時間をとり、話を聞く。
- ・ 保護者懇談の際には、保護者、児童から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようにする。
- ・ 相談窓口を設置、周知し、いつでも相談できる体制をつくる。

〈Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の活用〉

- ・ 4月、7月、11月にQ-Uを実施し、結果の分析と支援の方向を検討しながら、児童一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい児童との面談に生かす。

〈日々のコミュニケーション〉

- ・ 何気ない日常における雑談、日記や生活記録を通して、児童の気持ちの変化を把

握したり、心に寄り添ったりする。

- ・ 保健室の対話の中で、児童が心のうちを語る場合もあるので、保健室における児童の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする。

#### 〈児童の観察〉

- ・ 教師が児童とともに過ごす時間を確保し、児童の表情を観察したり、声がけをしたりする。
- ・ 授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがもちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがある。授業中の児童の様子を丁寧に観察する。

#### 〈保護者との連携〉

- ・ 校内相談窓口を設け児童や保護者に周知する。
- ・ 児童生徒について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう、通信を通して呼びかける。

#### 〈職員間の連絡〉

- ・ からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。またそのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
- ・ 教務会・職員会・職員連絡会・学年会で、児童に関わる情報を共有し、児童理解に努める。

### イ 相談窓口の提示の視点から

#### 〈相談機関の掲示〉

- ・ 年度当初、児童、保護者向けに、相談機関を一覧にした通信を発行する。

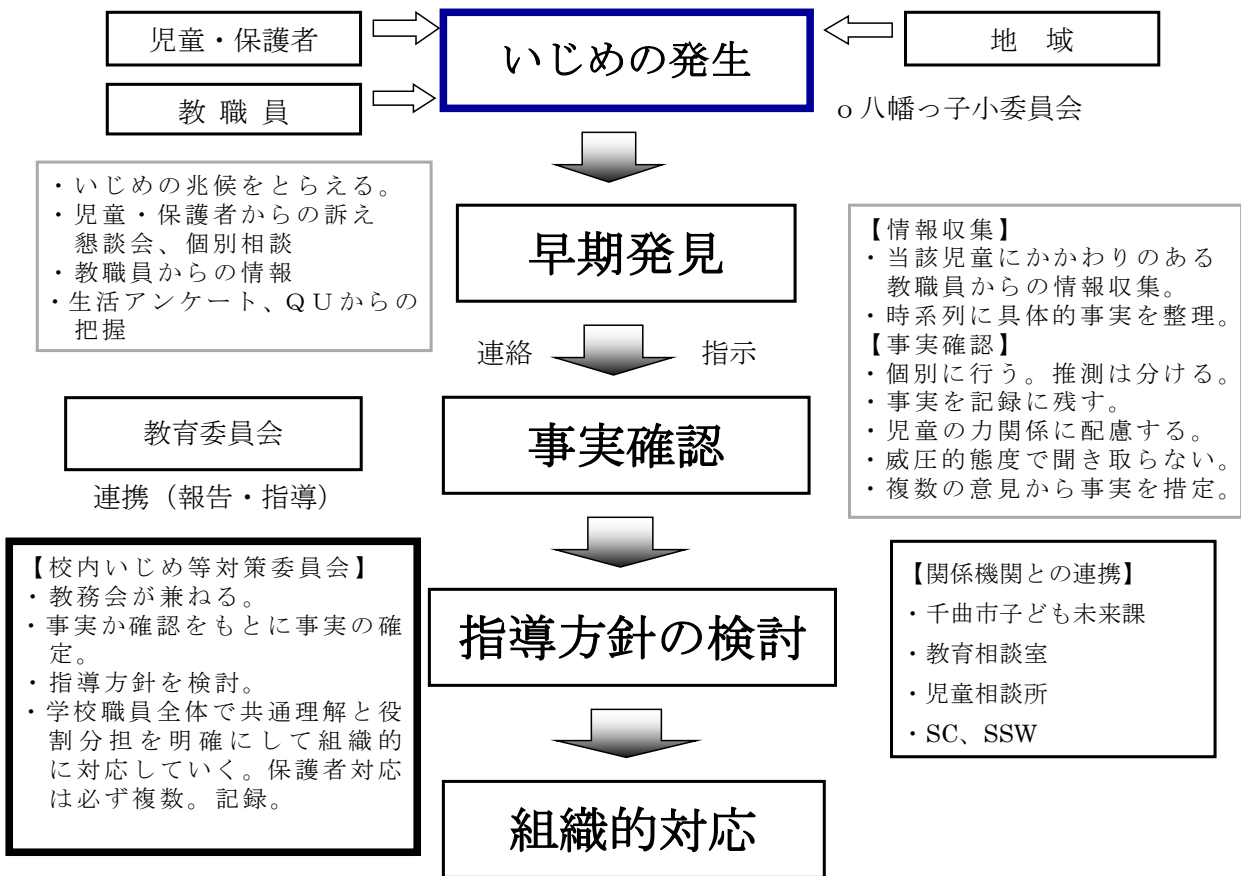
### ウ 学校への評価

- ・ 保護者アンケートを無記名で行い、学校への意見・要望を集約する。

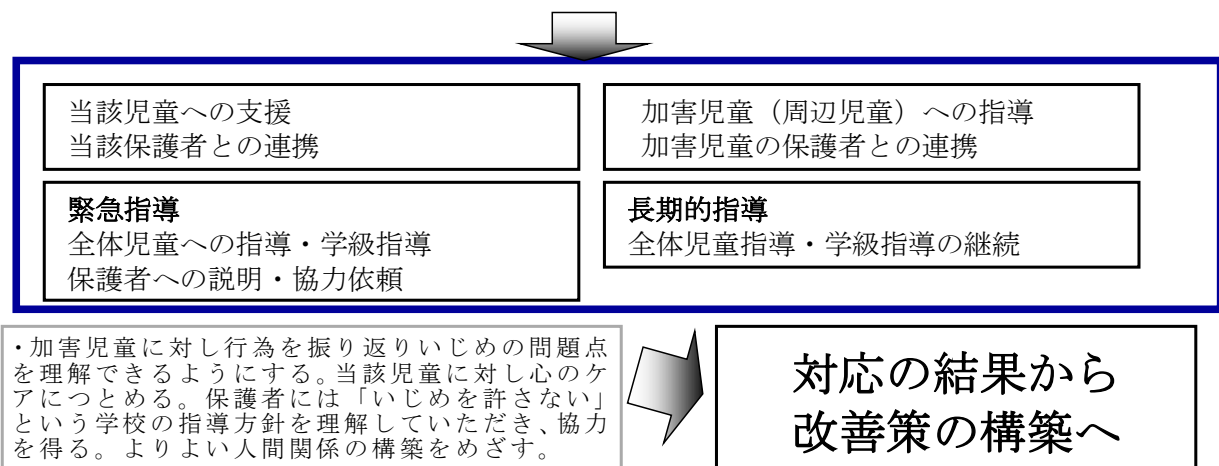


## 5. いじめが起きたときの対応

### (1) いじめ対応マニュアル



## 具体的対応



### (2) 支援・指導のポイント

〈いじめの発見・通報を受けたときの対応〉

- いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。
- いじめを目撃したら、その場で阻止する。暴力を伴う時は、即時他の教職員に連絡する。教師が暴力行為などを阻止している場合、他の教職員への連絡は児童に

頼む場合もある。

- ・ 関係職員を含む「校内いじめ等対策委員会」の職員が、分担して速やかに関係児童から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 聴き取りはできるかぎり、同時刻かつ個別に実施する。

#### 〈いじめられた児童へ支援〉

- ・ 信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うたえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。

#### 〈いじめた児童へ〉

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた児童の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- ・ 不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
- ・ いじめた児童の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。  
→ 必要に応じて別室指導・出席停止の措置をとる。(学校教育法に準じて)

#### 〈いじめを見ていた児童へ〉

- ・ いじめを見ていた、知っていた児童には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたり、同調したりしていた児童には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

#### 〈保護者との連携〉

- ・ いじめ防止対策推進法第9条には、家庭でのいじめに対する指導について次のように定めている。家庭における児童への指導についても、協力を呼びかける。

##### 【第九条 1項】

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ・ いじめが発見された場合は、関係児童の家庭訪問をする。調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。

### (3) ネット上のいじめへの対応

児童の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・ 未然防止の観点から児童に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・ 児童間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

#### ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

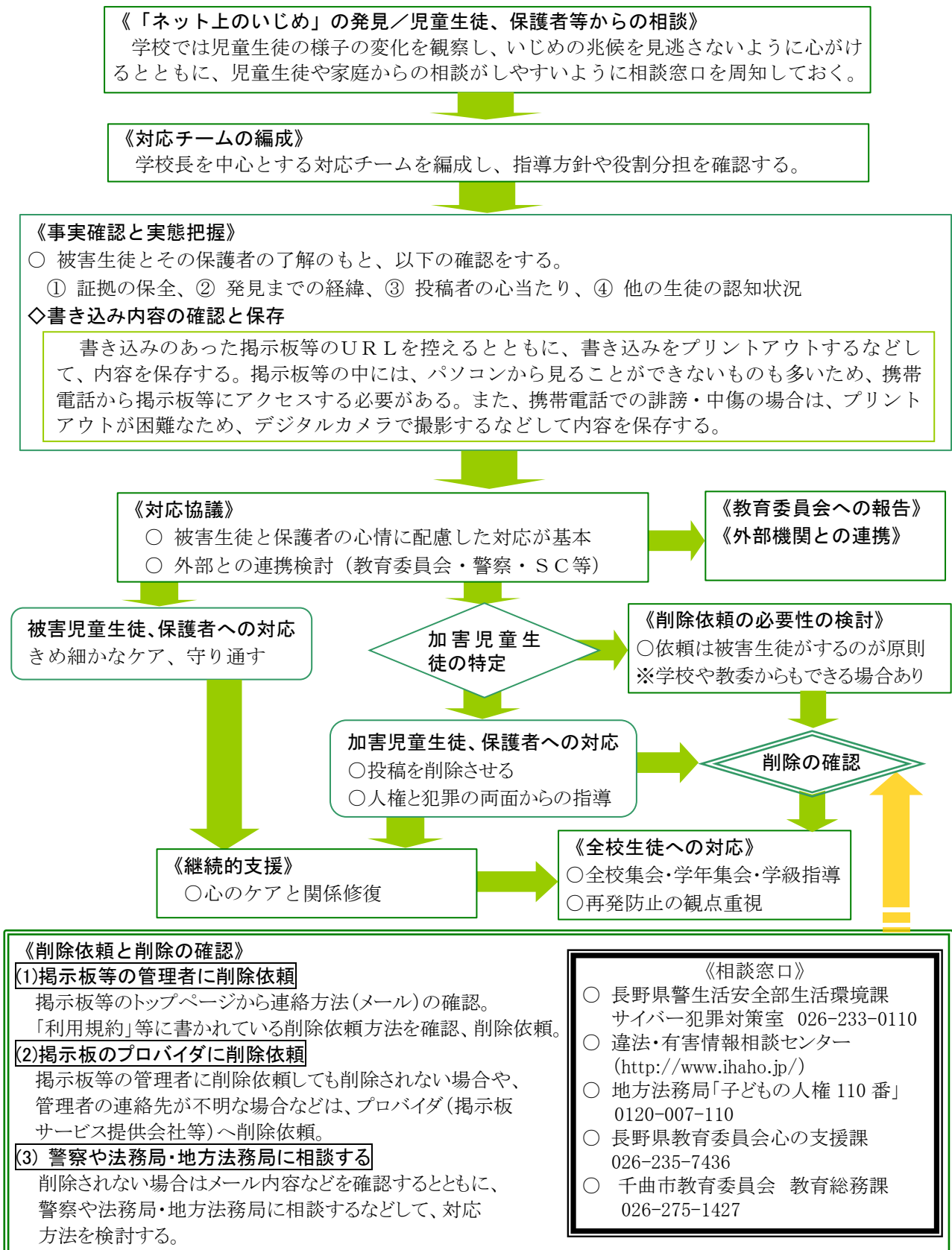


#### ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要がある。

## 【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



## 6 関係機関と連携した取組

本校では、関係機関と日常的に連携するために、教頭が窓口となる。

## 7 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに千曲市教育委員会に報告する。

### イ 初期対応

「いじめ対応マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「八幡小学校いじめ等対策委員会」を立ち上げる。
- ・ 関係児童、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

### ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

千曲市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

### エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

〈いじめられた児童からの聴き取り〉

- ・ いじめられた児童を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた児童の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

〈いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合〉

- ・ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙や聴き取り調査を行う。

#### オ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）（文科省）、「児童の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

#### カ 調査結果の提供及び報告

〈いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供〉

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた児童及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

〈調査結果の報告〉

- ・ 調査結果については、千曲市教育委員会に報告する。
- ・ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

#### キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流

れたりする場合もある。そのため、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## 8 いじめ防止等の取組の年間計画

期	月	低学年 1年・2年	中学年 3年・4年	高学年 5年・6年	学校全体及び教職員に関すること
期	4月	○学級・学年開き（各学年） ○いじめ防止のための学校長の授業 ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートによって把握された児童の状況の集約 ○Q-U検査	○学級・学年開き（各学年） ○いじめ防止のための学校長の授業 ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートによって把握された児童の状況の集約 ○Q-U検査	○学級・学年開き（各学年） ○いじめ防止のための学校長の授業 ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートによって把握された児童の状況の集約 ○Q-U検査	○第1回 校内いじめ等対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ○Q-U実施と分析 児童との懇談  ○八幡っ子委員会小委員会でいじめ基本方針について説明
	5月	○Q-U検査分析 ○運動会に向けた取り組み	○Q-U検査分析 ○運動会に向けた取り組み	○Q-U検査分析 ○運動会に向けた取り組み	○市人権教育委員会、県人権研修への参加
	6月	○Q-U検査分析・家庭訪問から学級経営の充実と個別の指導	○Q-U検査分析・家庭訪問から学級経営の充実と個別の指導	○Q-U検査分析・家庭訪問から学級経営の充実と個別の指導 ○キャンプ（5年・コミュニケーション能力の育成）	○ユニバーサルの視点に立った授業づくり ○第2回校内委員会（進捗確認） ○市人権研修会への参加
	7月	○Q-U検査	○Q-U検査	○Q-U検査	○第3回校内委員会 ○1学期のいじめ事案の調査と市教委への報告 ○Q-U実施と分析 児童との懇談
夏休み					○夏季校内研修（児童理解）
二 学 期	8月	○Q-U結果分析から学級経営の見直し	○Q-U結果分析から学級経営の見直し	○Q-U結果分析から学級経営の見直し	○上半期のいじめ状況調査
	9月	○保護者懇談 ○SOSの出し方教室	○保護者懇談 ○SOSの出し方教室	○保護者懇談 ○SOSの出し方教室	○校内指導研究（授業づくりの推進）
	10月	○音楽会への取り組み	○音楽会への取り組み	○音楽会への取り組み	○校内指導研究（授業づくりの推進） ○市人権教育委員会への参加
	11月	○Q-U検査 ○授業アンケート（含；いじめアンケート） ○児童との個別懇談 ○参観日の人権教育授業	○Q-U検査 ○授業アンケート（含；いじめアンケート） ○児童との個別懇談 ○参観日の人権教育授業	○Q-U検査 ○授業アンケート（含；いじめアンケート） ○児童との個別懇談 ○参観日の人権教育授業	○なかよし旬間（校長講話・なかよしアンケート・児童会の取組） ○南長野ブロック人権授業研究参加
	12月	○人権授業公開・参観	○人権授業公開・参観	○人権授業公開・参観	○2学期のいじめ事案の調査と市教委への報告
冬休み					
三 学 期	1月				○市人権教育委員会への参加
	2月	○学級経営の振り返り	○学級経営の振り返り	○学級経営の振り返り	○第4回委員会（年間の取組みの検証） ○八幡っ子委員会小委員会で報告
	3月				○3学期のいじめ事案の調査と市教委への報告
春休み					

\* 「なかよしの花束」は一年を通じて行う。